

『機械研削といしの取換え等の業務』特別教育

(学科のみ)

研削砥石の取替えや取替え時の試運転の業務そのものはそれほど危険なことではありません。しかし、取替えや試運転の方法の誤り、砥石を取り替える時の選定間違い等が原因で毎年多数の災害が発生しております。

機械研削砥石の取換え等の業務に労働者を就かせる事業者は、労働安全衛生法第59条3項の規定により、その労働者に対して特別教育を行わなければならないことになっています。

「グラインダー・切断機」等の電動工具をお使いの場合は別途【自由研削砥石の取換え等の業務特別教育】を受講願います。

当協会は事業者に代わって標記教育の内、学科に係る教育を実施致します。

実技に関する教育は各事業者（企業）にて実施していただきますので、本講習は事業者（企業）からの申込みのみの受けとし個人での受講申込みはできませんのでご了承願います。

実技教育は事業所にて法で定める教育を実施願います。（3枚目以下を参照願います）

1. 実施日

回	日 程	時 間
第1回	2025年 6月19日（木）	9:00～受付開始
第2回	2026年 1月14日（水）	9:10～17:30（学科7.0hr）
場 所	若松市民会館（JR若松駅前）2階 第三集会室	

2. 講習内容（合計7.0時間）

科 目	時 間
機械研削用研削盤、機械研削用といしの取付け具等に関する知識	4.0時間
機械研削用といしの取付け方法及び試運転の方法に関する知識	2.0時間
関係法令	1.0時間

3. 定 員：36名

4. 受講料・テキスト代（消費税10%込み）（単位：円）

	受講料			テキスト代			合計 （税込）
	受講料	消費税		テキスト代	消費税		
会 員	9,000	900	9,900	1,200	120	1,320	11,220
一 般	11,000	1,100	12,100				13,420

※ 若松労働基準協会会員に限らず、福岡県下の労働基準協会会員は会員料金を適用します。

5. 申込み方法

- ① お電話にて定員の空き状況を確認の上、所定の受講申請書をFAXまたは郵送にて若松労働基準協会へお申し込みください。
- ② 受講料は講習日の10日前までに納入して下さい。尚、原則として申込み後の受講料の払戻しは致しませんのでご了承下さい。
- ③ 受講票等は、受講料振込みを確認後、受講日1週間前を目処に送付致します。
※ 申込書にご記入頂いた氏名・生年月日・住所・連絡先等の個人情報につきましては講習会以外での利用は致しませんのでご了承ください。

6. 連絡先・振込先等

若松労働基準協会
〒808-0034 若松区本町1丁目13-15 (株)石炭会館ビル 1階
TEL：093-751-6563、 **FAX：093-863-6567**
受講料振込先：北九州銀行若松支店 普通預金：6072367 若松労働基準協会
（振込手数料は貴社でご負担願います）

FAX:093-863-6567

【機械研削砥石の取換え等の業務特別教育】
受講申請書 (個人での申し込みは出来ません)

※ 必ず黒のボールペン等で記入してください(鉛筆は不可です)

ふりがな		生年月日		現住所	
受講者氏名					
		(昭和・平成)	〒	携帯:	
		(昭和・平成)	〒	携帯:	
		(昭和・平成)	〒	携帯:	
		(昭和・平成)	〒	携帯:	
所属 事業所	所在地	〒			
			都道 府県		
	事業所名 (印不要)	業種: <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> その他			
		TEL		FAX	
連絡先	担当者所属・氏名			(電話)	
				(FAX)	
【受講希望日】		月	日	受講料振込予定日	令和 年 月 日
				受講料(合計)	円
<input type="checkbox"/> 福岡県下労働基準協会の会員 [加入協会名: 若松・その他()協会]					
<input type="checkbox"/> 福岡県下労働基準協会の会員ではない					

この受講申請書にご記入いただいた個人情報(個人情報は)講習業務の手続き、その他講習情報提供に利用いたします。
また、法令に基づく開示、提供を求められた場合を除き、第三者への提供は致しません。

注意事項

1. 全て記入してください。
2. 申込み後の受講料は返却いたしません

申請年月日: 令和 年 月 日

若松労働基準協会会長 殿

機械研削砥石の取換え等の業務特別教育について

学科の特別教育が修了した方に対する実技の特別教育は、機械研削盤の種類が多種多様であり、画一的な教材で実施することは実情にそぐわないと思われるため、それぞれの事業場で実施して頂くことにしています。

実施については下記内容で3時間以上行ってください。

記

特別教育の講師の資格について（昭和46年3月19日付 基発第145号）

特別教育の講師についての資格要件は定められていませんが、教習科目について十分な知識、経験を有する者でなければならないとされています。

例) 機械研削砥石の取換え等の業務特別教育修了者
自由研削砥石の取換え等の業務特別教育修了者

1. 実技教育の科目・時間等は次の通り。

使用するテキストは、中災防発行「グラインダー安全必携」（研削砥石の取換え・試運転関係特別教育用テキスト）をおすすめします。

科目：機械研削砥石の取付け方法及び試運転の方法について

時間：3時間以上

2. 講師の適任者が社内におられない場合には、使用中の研削盤のメーカーなどに依頼する等の方法により実施して下さい。

教育実施に際しては、講師・受講者の安全に留意して下さい。

3. 実技教育が終了した場合には、安全衛生特別教育規程に基づき次ページの教育実施記録に証明印(所属長印)を押印し保存して3年間保存して下さい。

機械研削砥石の取換え等の業務 特別教育実施記録		安全衛生 管理者	所属長	安 全 責任者
日 時	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()			
事業所名				
種 別	機械研削砥石の取付け方法及び試運転の方法について			
対 象 者				
担 当 者 (講 師)	氏 名			
	資 格			
教育内容	実技教育 ・機械研削砥石の取付け方法及び試運転の方法 年 月 日 時 分～ 時 分 年 月 日 時 分～ 時 分 年 月 日 時 分～ 時 分			
備 考				